

## 第 2 7 0 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を公開とした決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

1 平成27年 6月15日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2013年度、2014年度及び2015年度における富士中学校（以下「本件中学校」という。）に関するもの。

- (1) P T A 規約、会則及び会計（予算書決算書等含む）報告に関するもの及び入金手続きについて
- (2) 学校が集めているお金（給食費、スポーツ掛金はこのぞく）についてわかるもの（会計報告、あつめるにあたっての文書）及び根拠、項目、使途
- (3) 学校の校務分掌表

2 同年 7月10日、実施機関は、本件公開請求に対して、別表に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年 7月21日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

### 第 3 実施機関の主張

弁明意見書における実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件公開請求に該当する文書は本件中学校から集め、審査請求人に提出したものがすべてであり、それ以外の行政文書は作成及び取得していない。

したがって、本件処分は妥当なものである。

2 本件審査請求の対象となる上記第 2 1(2) にあたる文書は、本件中学校において保護者から学校が集めるお金についてわかるものであり、その根拠や使途について書かれたものである。その中には、P T A である育友会に関する文書も含まれているが、これについては、学校が取得し、保存している文書を公開している。

## 第 4 審査請求人の主張

### 1 審査請求の趣旨

本件公開請求に関する文書のうち、正式な育友会及び教育活動充実資金費の会計監査のされた会計報告又は決算書及び上記第 2 1(2) にあたる文書を、公開するとの裁決を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭での意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公開された行政文書のうち、育友会費決算書及び教育活動充実資金決算書（以下「育友会費等決算書」という。）には会計監査による会計監査をしたとの記載がないことから、正式な決算書又は会計報告とは認められない。
- (2) 本件公開請求を行った際、会計監査がなされた正式な文書は、作成されているとのことであった。監査がいて、監査が行われていないことはないし、他の中学校では、会計監査のなされたものが公開されている。
- (3) また、他の中学校では、会計監査を行う上でその根拠となる書類等が作成され、承認されている。本件中学校において、それが無いというなら、領収書等それに代わるものがあるはずだ。
- (4) 公開された校務分掌表には、学校の職員が、PTAである育友会の会計等を行う渉外担当となっており、校務として行っていると判断できる。
- (5) さらに、集金に関する学校の保護者あて文書には、校長名が記載されている。当然、集金のお願いをする以上、集めるお金の使途等について説明したものや正式な決算書等については、学校として手元にあるはずである。

## 第 5 審査会の判断

### 1 争点

本件行政文書以外に対象となる行政文書が存在するか否かが争点となっている。

### 2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の

知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 3 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

#### (1) 育友会について

ア 本件中学校には、育友会という P T A (Parent-Teacher Association の略) が設置されている。

P T A は、児童生徒の健全な成長をはかることを目的とし、保護者と教師とが協力して、学校及び家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため、会員相互の学習その他必要な活動を行う社会教育関係団体であり、任意団体の一種である。

イ 任意団体である育友会の資金は、育友会の管理下にあり、学校が監督、干渉するものではなく、本件中学校はその用途について権利義務を有さない。

また、社会教育法（昭和24年法律第 207号）第12条は、地方公共団体による社会教育関係団体への不当な統制的支配を禁じている。

ウ 育友会の会議は主に本件中学校の会議室で開催され、育友会が作成した文書は、本件中学校内に保管される。

当該文書は、本件中学校職員が職務で取得した文書（以下「本件中学校が保有する文書」という。）とそれ以外の育友会自身が保有する文書に大別される。

エ 育友会自身が保有する文書は、育友会の会計年度ごと、会計資料とその他事務資料を分けてファイリングし、本件中学校の職員室内の書棚等で保管されているが、その管理は、育友会により行われる。

育友会自身が保有する文書の保管年数は、団体内での事務管理や参考資料としての必要性から、一般的な事務資料は 1年分、経費執行等の会計資料は少なくとも 3年分程度とされ、その期間は本件中学校内に保管されている。

オ 育友会費等決算書は、3月末に作成され、会長及び会計担当役員の査閲を受けた後、育友会の会計監査委員による監査を受けている。そして、監査後、決算内容に相違なき旨を記載した書類を作成し、育友会自身が保有する文書として本件中学校内に保管されている。

(2) 公開された行政文書について

ア 本件中学校が保有する文書は、必要に応じて、学校関係団体との渉外事務に当たる教頭が受領し、育友会自身の保有する文書とは区別して、本件中学校の職員室内の書棚に行政文書として保存している。

イ 本件中学校は、育友会の予算等に関する情報を共有する目的で、育友会費等決算書を本件中学校が保有する文書として保存している。

しかしながら、本件中学校としては、育友会費等決算書において正しい金額を確認出来ればよく、必ずしも会計監査をした旨の記載がある文書を必要としていない。

ウ 育友会費予算（案）の名欄には、名古屋市立富士中学校と記載されているが、これは育友会が名古屋市立富士中学校育友会と記載すべきところ、慣例的に学校名を記載したものであり、本件中学校が育友会費予算（案）を作成したことを意味するものではないとのことである。

エ 本件中学校の校務分掌表に記載されている渉外担当の業務は、外部団体と連絡・交渉することであり、外部団体の事務を代行することではない。

また、教員を含む本件中学校で勤務する職員（以下「学校職員」という。）が勤務中に専ら育友会の構成員として育友会の用務に当たることは、職務専念義務の観点からも認められていない。

4 本件審査請求の対象となる行政文書について

(1) 審査請求人が請求している行政文書は、会計監査がなされた旨の記載がある育友会費等決算書（以下「対象文書①」という。）、並びに会計監査を行う上でその根拠となる領収書等及び学校が集金する際、その用途等を示した説明書（以下「対象文書②」という。）である。

(2) 対象文書①について

ア 上記 3(1) オのとおり、育友会費等決算書は、3月末に作成されたの

ち、査閲や監査を経た後、決算内容に相違なき旨の記載がある決算書が作成され、当該決算書は、育友会自身が保有する文書として、本件中学校内に保管されていることが認められる。

イ 上記 3(1) アのとおり、育友会は、学校に在籍する児童生徒の保護者及び教師によって組織される任意団体であるから、仮に対象文書①が存在したとしても、育友会が保有する文書は、条例第 2 条第 2 号の行政文書には該当しないと考えられる。

しかし、上記 3(1) ウのとおり、育友会の会議は主に本件中学校の会議室で開催され、育友会で作成された文書も本件中学校内に保管されている。

また、育友会の集金に関する通知が本件中学校の集金と併せて本件中学校の校長及び育友会会長との連名で発出されていることから、対象文書①について、条例第 2 条第 2 号に規定する行政文書の該当性を検討する。

ウ 行政文書とは、条例第 2 条第 2 号において、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものと定義されている。

エ 実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものとは、文書の作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実態を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものをいうと解される。

したがって、行政文書該当性は、当該文書の作成・取得、利用、保存・廃棄の状況等を総合的に考慮して実質的に判断すべきである。

オ 本件中学校の育友会が保有する文書の取扱いは、上記 3(1) エ及びオ並びに 3(2) ア及びイのとおり、文書の性質や目的に応じて育友会自身が保有する文書と本件中学校が保有する文書を区別して保管又は保存している。

確かに、本件中学校の校務分掌表を一見しただけでは、審査請求人が主張するように、学校職員がその職務として育友会の業務に従事しているようにも考えられる。

しかし、上記 3(2) エのとおり、本件中学校の校務分掌表に記載されている渉外業務は、あくまで外部団体との連絡等を担当するにとどまるものであることや、学校職員が勤務中に専ら育友会の構成員として育友会の用務に当たることは、職務専念義務の観点からも認められていないことに鑑みると、当該記載は、保護者等からの問い合わせ等に備え、便宜的に、校務分掌表に学校職員の育友会構成員としての担当業務が記載されているにすぎないと考えられる。

カ したがって、育友会の保有する文書の保管方法及び保管目的並びに教頭等学校職員の育友会への校務としての関与の程度及び取扱いを考慮した上で実質的に判断すると、対象文書①が当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものとは認められない。

キ 以上のことから、対象文書①は、条例第 2 条第 2 号の行政文書には該当せず、対象文書①が存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

### (3) 対象文書②について

ア 当審査会において、本件行政文書を見分すると、諸費集金の通知文である「学年費の集金について」は、本件中学校の校長及び育友会会長との連名で発出され、また、主な支出内訳欄に育友会費及び教育活動充実費が記載されている。

さらに、校務分掌表にも育友会の会計担当に学校職員が記載されていることから、育友会費及び教育活動充実費は本件中学校の資金として集金しているようにも考えられる。

イ しかし、実施機関によると、育友会費及び教育活動充実費は本件中学校の育友会の資金であるとのことである。

ウ 育友会費及び教育活動充実費が育友会の資金であるとするれば、上記 3(1) イのとおり、本件中学校は、育友会の資金の用途について権利義務を有しておらず、本件中学校の教頭等学校職員が校務として対象文書②を作成する必要性があるとまでは認められない。また、本件中学校は育友会費等決算書を保有しており、対象文書②を取得する必要は認められない。

エ もっとも、審査請求人は校務分掌表の記載や「学年費の集金について」の通知文が、連名とはいえ本件中学校の校長名でも発出されていることから、対象文書②が存在するはずだと主張する。

しかしながら、校務分掌表の記載は、上記(2)オのとおり、保護者等からの問い合わせ等に備え、便宜的に、校務分掌表に学校職員のPTA構成員としての担当業務が記載されているにすぎないと考えられ、また、「学年費の集金について」の記載も、育友会費及び教育活動充実費以外にも給食費等を集金する必要がある、一回の通知文でまとめて集金するために、便宜的に記載されたものにすぎないと考えられることから、審査請求人の主張は採用することができない。

オ したがって、対象文書②が存在しないとす実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

5 以上のことから、対象文書①及び②は、存在しないと認められる。

6 なお、審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

## 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成27年 8月20日	諮問書の受理
9月 3日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月 7日	実施機関の弁明意見書を受理
10月26日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知
11月24日	審査請求人の反論意見書を受理
令和元年 7月19日 (第19回第 1小委員会)	調査審議
10月18日 (第22回第 1小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第22回第 1小委員会)	調査審議
12月20日	調査審議

(第24回第 1小委員会)	
令和 2年 3月10日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久

別表

特定した行政文書の名称
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学年費の集金について（連絡）（請求に係るもの）</li><li>・ 学年費（修学旅行費）の集金について（連絡）（請求に係るもの）</li><li>・ 学年費（稲武野外教育活動費）の集金について（連絡）（請求に係るもの）</li><li>・ 平成25年度校務分掌</li><li>・ 平成26年度校務分掌</li><li>・ 平成27年度校務分掌</li><li>・ 育友会会費納入について（お願い）（請求に係るもの）</li><li>・ 名古屋市立富士中学校育友会会則</li><li>・ 平成25年度育友会費予算（案）</li><li>・ 平成26年度育友会費予算（案）</li><li>・ 平成27年度育友会費予算（案）</li><li>・ 平成25年度教育活動充実資金予算（案）</li><li>・ 平成26年度教育活動充実資金予算（案）</li><li>・ 平成27年度教育活動充実資金予算（案）</li><li>・ 平成25年度育友会費決算書</li><li>・ 平成26年度育友会費決算書</li><li>・ 平成25年度教育活動充実資金決算書</li><li>・ 平成26年度教育活動充実資金決算書</li></ul>